総 第 ４ ９ １ 号
平成２０年５月３０日

各　　位

盛岡地方法務局長　出 雲　範 夫

盛岡地方法務局宮古支局証明書交付窓口設置について（お知らせ）

時下，ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

当局の業務運営につきましては，平素，格別の御理解と御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて，当局では平成２０年６月１６日（月）から，釜石市役所内において登記事項証明書等の発行事務を行うサービスを開始することといたしましたので，お知らせします。

盛岡地方法務局宮古支局証明書交付窓口設置のお知らせ

盛岡地方法務局では，平成20年6月16日（月）から登記事項証明書・印鑑証明書がその場で取得できる新たなサービスを始めます。ぜひご利用ください。

不動産登記及び商業・法人登記に関する登記事項証明書等の交付を請求できる機器（証明書発行請求機）１台を設置して，証明書等の発行事務を行います。

利用時間：平日の午前９時から１２時，午後１時から４時３０分まで

場　　所：釜石市只越町３丁目９番１３号　釜石市役所第２庁舎３階
盛岡地方法務局宮古支局証明書交付窓口

★ 証明書交付窓口で取り扱う事務

次の証明書が取得できます。

●不動産登記の登記事項証明書（全部事項・現在事項・閉鎖事項）

地番・家屋番号が特定できないと取得できませんので，登記済証（いわゆる権利書）や固定資産評価証明書等でご確認の上お越しください。

※登記事項要約書及び地図（公図），地積測量図，建物図面に関する証明書の請求はできません。

●商業・法人登記の登記事項証明書（履歴事項・現在事項・閉鎖事項・代表者事項）

※登記事項要約書の請求はできません。

●会社・法人の印鑑証明書

印鑑カードが必要となります。また，代表者の生年月日の入力も必要となります。

※破産・更生・民事再生手続等に関する登記や，存続期間に関する登記等がある一部の会社・法人の印鑑証明書・代表者事項証明書の請求はできません。

◇不動産登記，商業・法人登記ともに全国の登記所への請求が可能です（ただし，コンピューター化以前の謄抄本は請求できません。）。

◇公用による請求はできません。

★ 利用料金

登記事項証明書　１通１，０００円（１０枚まで，超える枚数５枚ごとに２００円加算となります。）

印鑑証明書　１通　５００円

※登記印紙で納めていただきます。なお，登記印紙は，釜石郵便局及び釜石市役所本庁舎地下売店にて取り扱っています。

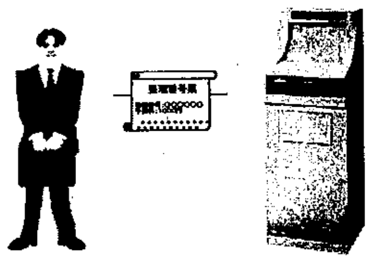

★お問い合わせ先

◎盛岡地方法務局宮古支局
電話　0193(62)2337